

統一的な基準による財務書類4表【概要】

京田辺市では発生主義・複式簿記の考え方をういた統一基準による財務書類4表を、以下の連結範囲で公表することとします。【基準日令和3年3月31日】



貸借対照表（普通会計）

どのような資産を、どのような負担で蓄積したかを表すものです。 単位：億円

借 方				借 方			
区 分	一般会計等	全体	連結	区 分	一般会計等	全体	連結
● 資産の部 将来の資金流入をもたらすもので、行政サービスの提供能力を有するもの。	914	1,357	1,372	● 負債の部 地方債や将来支払われる職員の退職金など、将来世代の負担で返済していく債務です。	245	537	542
固定資産 道路や学校など、公共サービスを提供するために所有している資産です。	882	1,296	1,305	● 純資産の部 資産の形成に対して、市税などを通して現在までの世代が既に負担してきた部分です。	669	820	830
流動資産 現金と、将来的に現金化が可能な資産です。	32	61	67				

POINT

- ・資産は、一般会計等で914億円となり、市は基準日時点でこれだけの資産を所有していることとなります。
- ・一方、資産形成にあたり将来世代に先送りした負担を示す負債は約245億円、過去及び現役世代がすでに負担した純資産は669億円となりました。
- ・以上のことから、本市では社会資本の形成に関して、将来世代の負担分は約27%となっており、資産形成の約73%を過去及び現役世代で負担したことになります。

行政コスト計算書

1年間の行政サービス提供に要したコストから収益を差し引きして、正味の行政コストを表しています。 単位：億円

区 分	一般会計等	全体	連結
● 経常損益 C (B-A)	△ 305	△ 410	△ 484
経常費用 (A) 通常の行政サービスの提供に要した費用で	316	440	514
経常収益 (B) 通常の行政活動に伴い生じた収入です。	11	30	30
● 臨時損益 D (E-D)	0	△ 1	△ 1
臨時損失 (D) 災害等臨時的に発生した費用です。	0	1	1
臨時利益 (E) 売却益等臨時的に発生した収入です。	0	0	0
● 純行政コスト (C+D) 一年間の行政サービス提供コストから収益を差し引いたもので、正味の行政コストを示すものです。	△ 305	△ 411	△ 485

POINT

- ・純行政コストは一般会計等で305億円となりました。
- ・住民1人当たり（令和3年1月1日現在住民基本台帳人口）の行政コストは、433千円となりました。

資金収支計算書

市での現金取引を3つの主要な活動に分類し、現金の増減とその残高を明らかにしています。

POINT

- ・一般会計等では、業務活動収支で17億円の黒字となったものの、投資活動収支で6億円、財務活動収支で6億円のそれぞれ赤字となったことから、令和2年度末資金残高は前年度から5億円増の、11億円になりました。
- ・利息支払分（約1億円）を除く業務活動収支と投資活動収支の合計である基礎的財政収支（プライマリーバランス）は約12億円の黒字となりました。

純資産変動計算書

1年間の純行政コストと税金などの一般財源を比較することで、コストがまかなえているか、純資産がどう変動したかを示します。 単位：億円

区 分	一般会計等	全体	連結
● 期首 (R元度末) 純資産残高	657	807	814
● 本年度差額	-	-	-
● 純行政コスト (△) 当年度の行政サービスの提供に必要なコストです。	△ 305	△ 411	△ 485
● 財源 市税、国や府の補助金など、純資産の増加要因となるものです。	305	412	489
● 固定資産等の変動等	12	13	16
● 期末 (R2度末) 純資産残高	669	820	830

POINT

- ・一般会計等では、行政コスト305億円に対して、財源が305億円となり本年度差額は発生しませんでした。
- ・固定資産等の変動等により純資産額が12億円増加したことにより、令和2年度末純資産は669億円となり前年度末残高より増加しました。

単位：億円

区 分	一般会計等	全体	連結
● 期首 (R元年度末) 資金残高	7	38	41
● 当期変動高	5	△ 1	2
業務活動収支 市が行政サービスを行う中で、毎年度継続的に行われる収入、支出の合計です。	17	27	30
投資活動収支 道路・学校などの資産形成や、投資、貸付金などの収入、支出の合計です。	△ 6	△ 15	△ 14
財務活動収支 地方債等の借入収入や返済に対する支出の合計です。	△ 6	△ 13	△ 14
● 期末 (R2年度末) 資金残高	11	37	43